

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書（医科）

1. みのう医科歯科クリニックが実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める

2. 事業の目的

- ① 要介護状態または要支援状態にあるものに対し、適切な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とします

3. 運営の方針

- ① みのう医科歯科クリニックが実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により、療養生活の質の向上を図ることを方針とします。
- ② 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1. 事業者概要

医院名 所在地 みのう医科歯科クリニック
富山県魚津市北鬼江 2780-10
代表者名・職種 美濃一博 院長
電話番号 0765-22-0500
FAX 番号 0765-22-0578

2. 事業所概要

事業所の名称 みのう医科歯科クリニック
指定事業所番号 1610410886
指定事業の種別 居宅療養管理指導（介護予防）
所在地 富山県魚津市北鬼江 2780-10
管理者 美濃一博 院長
電話番号 0765-22-0500
FAX 番号 0765-22-0578
サービス提供地域 魚津市その他一部地域事業所から半径 16km 圏内

3. 事業所の職員体制

医師 常勤 1 名
看護師 常勤 1 名
受付 常勤 2 名

4.診療時間

診療日	月・火・水・金	9:00～13:00	16:00 ～ 19:00
	木・土	9:00～13:00	
	※日曜、祝日、年末年始、お盆 休診		

5.提供するサービス内容

医師による（介護予防）居宅療養管理指導担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

6.費用

居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれませんのでご安心下さい。

【居宅療養管理指導費】

※1 単位 = 10 円

医師

・居宅療養管理指導Ⅰ（在医総管等を算定していない場合）

単一建物居住者 1 人：515 単位

単一建物居住者 2～9 人：487 単位

単一建物居住者 10 人以上：446 単位

・居宅療養管理指導Ⅱ（在医総管等を算定している場合）

単一建物居住者 1 人：299 単位

単一建物居住者 2～9 人：287 単位

単一建物居住者 10 人以上：260 単位

【介護予防居宅療養管理指導費】

※1 単位 = 10 円

医師

介護予防居宅療養管理指導費

・介護予防居宅療養管理指導Ⅰ（在医総管等を算定していない場合）

単一建物居住者 1 人：515 単位

単一建物居住者 2～9 人：487 単位

単一建物居住者 10 人以上：446 単位

・介護予防居宅療養管理指導Ⅱ（在医総管等を算定している場合）

単一建物居住者 1 人：299 単位

単一建物居住者 2～9 人：287 単位

単一建物居住者 10 人以上：260 単位

7.居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の通常の事業の実施地域は、魚津市その他一部地域事業所から半径16Km 圏内とします。

8.支払方法

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払については、月単位でのご請求となります。毎月10日前後に前月分の請求書を郵送させていただきますので、期日までに指定口座振替又は、窓口での支払いをお願い致します。

お支払い確認後に領収書を郵送させていただきます。

9.事故発生時の対応

利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

利 用 者 の 主 治 医 美濃一博

電 話 番 号 0765-22-0500

所 在 地 富山県魚津市北鬼江 2780-10

緊 急 連 絡 先 携 帯 090-8969-1646

10.サービス提供に関する相談苦情について

提供した指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します

11.苦情等相談窓口

事業所の窓口	
窓口責任者	杉本
利用時間	9時00分～13時00分 15時00分～17時30分
電話番号	0765-22-0500

魚津市社会福祉課	
電話番号	0765-23-1148

富山県国民健康保険団体連合会	
電話番号	076-431-9816

苦情処理の手順

苦情を受けた場合は、以下の手順に基づいた対応を実施致します。

- (1) 苦情内容を確認し、苦情解決責任者等へ報告
- (2) 苦情の解決に向けた調査・対応の実施
- (3) 再発防止・改善措置の実施

12.虐待防止のための措置

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、次の措置を講じるものとします

虐待の防止に関する責任者：美濃一博

従業者に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施を虐待防止委員会にて話し合います

13.その他運営に関する重要事項

(イ) 従業者の質的向上を図る為研修の機会を設け、業務体制を整備します

(ウ) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します

(エ) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はみのう医科歯科クリニックが定めるものとします

契約締結日 西暦 20 年 月 日

私は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導契約書および重要事項説明書により、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

[ご利用者]

住所 _____

氏名 _____ 印

(代筆の場合) 代筆者住所・氏名

住所 _____

代筆者氏名 _____ 印

[事業者]

富山県魚津市北鬼江 2780-10

みのう歯科歯科クリニック

院長 美濃一博

説明者

氏名